

令和6年第2回神奈川県議会定例会

提 出 議 案 説 明 附 属 資 料

(6 月 13 日 提 案 分)

環 境 農 政 局

目

次

ページ

1	大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法 第3条第3項の規定による排水基準を定める条例 新旧対照表……………	1
---	---	---

新旧対照表

- 1 大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例

新						旧									
別表第2（第2条関係） (単位 mg/ℓ)						別表第2（第2条関係） (単位 mg/ℓ)									
有害物質の種類	許容限度					有害物質の種類	許容限度								
	甲水域			乙水域及び海域			甲水域			乙水域及び海域					
	水質保全湖沼等	水質保全湖沼等以外の水域					水質保全湖沼等	水質保全湖沼等以外の水域							
	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合		新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合				
(略)						(略)									
6価クロム化合物	0.02	0.02				6価クロム化合物	0.05	0.05							
(略)						(略)									
備考（略）						備考（略）									
別表第3（第2条関係）						別表第3（第2条関係）									
1 一般の特定事業場から排出される排水に係る基準						1 一般の特定事業場から排出される排水に係る基準									
(1) 一般基準						(1) 一般基準									
項目	許容限度							項目	許容限度						
	甲水域				乙水域				甲水域				乙水域		
	水質保全湖沼等	水質保全湖沼等以外の水域							水質保全湖沼等	水質保全湖沼等以外の水域					
	新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合	新設の場合		新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合		
(略)								(略)							
大腸菌数 (単位 cfu/ml)	200							大腸菌数 (単位 個/cm ³)	1,000						
備考 1～4（略）						備考 1～4（略）									
5 生物化学的酸素要求量の項、化学的酸素要求量の項及び浮遊物質量の項の（ ）内の数値並びに大腸菌数の項の数値は、日間平均を示す。						5 生物化学的酸素要求量の項、化学的酸素要求量の項及び浮遊物質量の項の（ ）内の数値並びに大腸菌群数の項の数値は、日間平均を示す。									
6～10（略）						6～10（略）									
(2)～(4)（略）						(2)～(4)（略）									

新				旧			
2 畜舎等のみを設置する特定事業場から排出される排出水に係る基準				2 畜舎等のみを設置する特定事業場から排出される排出水に係る基準			
項目	特定事業場の種類	許容限度		項目	特定事業場の種類	許容限度	
(略)				(略)			
大腸菌数 (単位 cfu/ml)	畜舎等を設置する特定事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満であるもののうち、総面積が、300平方メートル以上の豚房施設又は200平方メートル以上の牛房施設のみを設置する特定事業場	水質保全湖沼等における新設の場合	200	大腸菌群数 (単位 個/cm ³)	畜舎等を設置する特定事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満であるもののうち、総面積が、300平方メートル以上の豚房施設又は200平方メートル以上の牛房施設のみを設置する特定事業場	水質保全湖沼等における新設の場合	1,000
		その他の場合	800			その他の場合	3,000
	畜舎等を設置する特定事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上であるもの	水質保全湖沼等における新設の場合	200		畜舎等を設置する特定事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上であるもの	水質保全湖沼等における新設の場合	1,000
備考 1～3 (略)				備考 1～3 (略)			
4 生物化学的酸素要求量の項、化学的酸素要求量の項及び浮遊物質量の項の()内の数値並びに大腸菌数の項の数値は、日間平均を示す。				4 生物化学的酸素要求量の項、化学的酸素要求量の項及び浮遊物質量の項の()内の数値並びに大腸菌群数の項の数値は、日間平均を示す。			
5・6 (略)				5・6 (略)			
3 旅館業の用に供する施設等のみを設置する特定事業場から排出される排出水に係る基準				3 旅館業の用に供する施設等のみを設置する特定事業場から排出される排出水に係る基準			
(1) (略)				(1) (略)			
(2) 大腸菌数に係る基準				(2) 大腸菌群数に係る基準			
甲水域の水質保全湖沼等における新設の場合の許容限度 日間平均200cfu/ml				甲水域の水質保全湖沼等における新設の場合の許容限度 日間平均1,000個/cm ³			
備考 (略)				備考 (略)			
4 (略)				4 (略)			